○農林水産省令第三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月二十一日

農林水産大臣　江藤　　拓

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後

別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
塩酸セフチオフルを有効成分とする注射剤	牛 豚	（略） １日量として体重１kg当たり３mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	（略） 食用に供するためにと殺する前１日間
（略）	（略）	（略）	（略）
塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤	（略）	（略）	（略）
フェノキシエタノールを有効成分とする薬浴剤	すずき目魚類	水１㎥当たり300mL以下の量を添加して薬浴すること。	食用に供するために水揚げする前１日間
（略）	（略）	（略）	（略）
ブロチゾラムを有効成分とする注射剤	（略）	（略）	（略）
ブロフラニリドを有効成分とする畜舎噴霧剤	鶏	１日量としてケージの底面積１㎡当たり100mg以下の量を鶏舎内に噴霧すること。	食用に供するためにと殺する前７日間
（略）	（略）	（略）	（略）

注　１～20　（略）

改正前

別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
塩酸セフチオフルを有効成分とする注射剤	牛 豚	（略） １日量として体重１kg当たり３mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	（略） 食用に供するためにと殺する前３日間
（略）	（略）	（略）	（略）
塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤	（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）
ブロチゾラムを有効成分とする注射剤	（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）

注　１～20　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。